

## 過疎地域等特定診療所設備整備費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 過疎地域等特定診療所設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、過疎地域等特定診療所の医療機器を整備し、過疎地域等における住民の眼科、耳鼻咽喉科又は歯科の特定診療科の医療を確保することを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、「へき地保健医療対策等実施要綱」（平成21年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知の別添）に基づき行う診療所の医療機器整備事業とする。

### (交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。

ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して少ないほうの額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
1か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器整備費（ただし、1品につき100,000円未満のものを除く。）

### (交付申請)

第5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1により補助金交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (交付の方法)

第6 この補助金は、事業完了後精算払いとする。

(実績報告書)

第7 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8（2）の規定による廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）及び事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更で補助金額の増額を伴わないものを除く。）をしようとする場合には、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式3により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が市町村の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が市町村以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により速やかに知事に報告しなければならない。

仕入控除税額の算出については、「医療施設運営費等補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金並びに医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係

者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について」(平成18年5月12日付け医政発第0511003号厚生労働省医政局指導課長通知)によるものとする。

なお、知事に報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (6) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上(民間団体にあつては30万円以上)の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第14条第1項第2号の規定により「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号)を勘案して知事が定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (8) 補助事業者が知事の承認を受け、財産を処分することにより収入があつた場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、「院内感染対策設備整備事業の実施について」(平成6年6月23日健政発第493号厚生省健康政策局長通知)に基づき平成6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 年4月1日から施行する。

番 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名 印

平成 年度過疎地域等特定診療所設備整備費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)
- 4 事業計画書 (別紙(2)のとおり)
- 5 添付書類

(1) 歳入歳出予算書(見込書)抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること)

(2) その他参考となる書類

## 経費所要額調

補助事業者名

区 分	(A) 総事業費	(B) 寄付金その他の 収入額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基準額	(F) 選定額	(G) 県補助基本額	(H) 県補助所要額	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「総事業費」には、当該事業に係る部分のみ記入すること。
- 2 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 3 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 4 「県補助所要額」欄は、(G)に記載された額に補助率4分の3を乗じて得た額を記入すること。ただし1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

別紙（２）

## 事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計							
2 補助対象外事業分							
小計							
合計							

番 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名 印

平成 年度過疎地域等特定診療所設備整備事業変更申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり  
変更して実施したく申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

(1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料

(2) その他参考となる資料

番 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名 印

平成 年度過疎地域等特定診療所設備整備事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由により中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

(1) 申請時までの進行状況（事業実績報告書の様式を準用のこと）

(2) その他参考となる資料



別紙様式4

番 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名 印

平成 年度過疎地域等特定診療所設備整備費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けた標記について次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類

(1) 歳入歳出決算書(見込書)抄本(当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること)

(2) 契約書の写し、検収調書の写し

(3) その他参考となる書類

## 経費所要額精算書

補助事業者名

区分	(A) 総事業費	(B) 寄付金その他の収入額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 対象経費 の実支出額	(E) 基準額	(F) 選定額	(G) 県補助 基本額	(H) 県補助 所要額	(I) 県補助交 付決定額	(J) 県補助 受入済額	(K) 差引過△ 不足額 (J)-(H)	備考
過疎地域 等特定診 療所設備 整備費補 助金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「総事業費」には、当該事業に係る部分のみ記入すること。
- 2 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 3 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ないほうの額を記入すること。
- 4 「県補助所要額」欄は、(G)に記載された額に補助率4分の3を乗じて得た額を記入すること。ただし1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

別紙（2）

## 事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計							
2 補助対象外事業分							
小計							
合計							

## 平成 年度補助金調書

地方公共団体名

県			地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付 決定額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収納済額	科目	予算現額	うち補助 金相当額	支出済額	うち補助 金相当額	翌年度繰 越額	うち補助 金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注)
- 1 地方公共団体の科目は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
  - 2 予算現額は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、算出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

番 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定があった過疎地域等特定診療所設備整備費補助金について、次のとおり報告します。

- 1 事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入排除税額  
金 円
- 3 添付書類
  - ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書（別紙）
  - ・消費税及び地方消費税確定申告書
  - ・その他参考となる書類

(別紙)

1 施設名

2 開設者氏名

3 施設の所在地

4 補助事業名

過疎地域等特定診療所設備整備事業

5 県補助金確定額

6 概要

(1) 課税売上割合

(2) 仕入控除税額